

国土交通省、環境省 同時発表

平成22年2月23日

住宅エコポイントの発行・交換の申請受付開始等について

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図るため、平成21年度第2次補正予算事業として実施する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」(以下、「住宅エコポイント事業」という。)について、ポイントの発行・交換の申請方法や開始時期等を定めましたので、以下のとおり、発表します。

1. ポイントの発行・交換の申請受付開始

(1) 受付の開始時期

平成22年3月8日(月)から、エコ住宅の新築やエコリフォームをされた方々からのポイントの発行及び商品等への交換の申請の受付を開始します。

(2) 申請方法

ポイントの発行・交換を申請する方は、住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、次の 又は によって、申請していただきます。

窓口申請

全国約3,800箇所の申請受付窓口(住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店)に申請書類を持参して、手続を行うことができます。申請受付窓口では、申請書の記入方法の相談等にも対応し、円滑に申請が行われるよう、お手伝いをします。

ポイントの即時交換の申請は、必ず、申請受付窓口で行っていただきます。

全国の申請受付窓口の連絡先等は、後日、準備が整い次第、公表します。

即時交換の仕組み

住宅エコポイント事業においては、取得したポイントを、商品との交換や環境寄附に用いるほか、エコ住宅の新築・エコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事の費用に充当することもできます。

郵送申請

住宅エコポイント事務局に申請書類を郵送することで、手続を行うことができます。

申請書類の送付先は、後日、準備が整い次第、公表します。

2. 住宅エコポイント事務局

(1) 住宅エコポイント事務局のホームページ

住宅エコポイントに関する詳細は、住宅エコポイント事務局の公式ホームページ (jutaku.eco-points.jp) において、順次、公表します。

(2) 住宅エコポイント事務局への問い合わせ先

0570-064-717 ナビダイヤル(有料)

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日含む)

IP電話からのお問い合わせ先: 03-5911-7803(有料)

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局住宅産業窯業建材課課長 渡邊 宏

担当者: 大川 龍郎

電話: 03-3501-1511(内線: 3761)

03-3501-9255(直通)